

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成24年9月8日～同年10月9日)

【意見提出 1件】

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	アイコム株式会社	<p>150MHz帯簡易無線局のデジタル通信方式の追加については、400MHzに続き150MHz帯においても電波の有効利用に向けての狭帯域化が一層促進すると共に簡易無線業務の機能拡充等にも十分適応するものと考えられ賛成するものです。</p> <p>そのためには、早期に訓令改正が行われ円滑に導入が図られる段取りが必要であり、次の点についての配慮をお願いするものです。</p> <p>150MHz帯については、アナログの使用期限は設定されていませんが、出来るだけ早期にデジタル化が図られる環境が整っていることが免許人にとっても有益であると考えます。それには如何に免許人負担が少なくアナログからデジタルへの普及が図られるかが大きなポイントであり、その枠組みを整えることが重要と考えます。つまり、免許人がデジタル化を進める場合に無線機を一斉に取替えるか、徐々に取替えるか、この二つの選択肢に対応できる仕組みを作っておくことが重要で、それには、狭帯域デジタルの無線機としてアナログとデジタルの併用機（デュアル機）を認めて頂くことに繋がります。是非前向きに検討されることを望むものです。</p>	<p>本件訓令案への賛成意見として承ります。</p> <p>なお、複数の送信装置の取扱いについては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>